

広報

# あち

# 4月

2008 APRIL No.188



第三小学校の入学式

## 主な内容

- 平成20年度当初予算 .....2P~5P
- 第5次総合計画を策定しました.....6P~7P
- 保健係からの重要なお知らせ.....8P~7P
- (別添) 村長定例議会あいさつ
- (別添) 役場組織図・事務室の配置図

## ご入学おめでとう

4月4日に、村内各小中学校の入学式が行われ、第一小学校33名、第二小学校17名、第三小学校12名、浪合小学校5名、阿智中学校52名、浪合中学校7名がそれぞれ入学しました。

「暮らしを便利に豊かに」  
「健康・安心」を重点的に  
**平成20年度当初予算**

「第五次総合計画」の基本理念である「住民一人ひとりの人生の質を高められる、持続可能な村づくり」実現に向けて「暮らしを便利に豊かに」(子育ての負担を軽減、安心して子どもを産めるよう、交通対策)、「健康・安心」(健康づくり)を重点施策とし、予算編成を行いました。

一般会計の予算の総額は、統合中学校の改築事業等により、四八億五、七〇〇万円となり、前年度当初予算と比較して、一億四、三〇〇万円(五・三%)の増となりました。一方、特別会計を含めた総額は後期高齢者医療の創設に伴い、老人保健医療特別会計の減額等により六八億四、七三三万円と三億六、六七七万円(五・一%)の減となりました。

特別会計については、今年度から、温泉事業特別会計を一般会計に統合し、新たに、後期高齢者医療特別会計を設置しました。

歳入では、一般財源で、村民税が所得の減少等により、約一、七〇〇万円の減、基金の繰入金で約四、三〇〇万円の減となる一方、温泉会計が統合されたことにより、使用料が三、〇〇〇万円の増となり、全体で三〇〇万円ほどの減となる見込みです。依存財源では、中学校建設の関係で、起債が約九、〇〇〇万円、国庫補助金が、一億四、三〇〇万円とそれぞれ増となる中で、全体で二億四、六〇〇万円の増となりました。

歳出では、普通建設事業費が

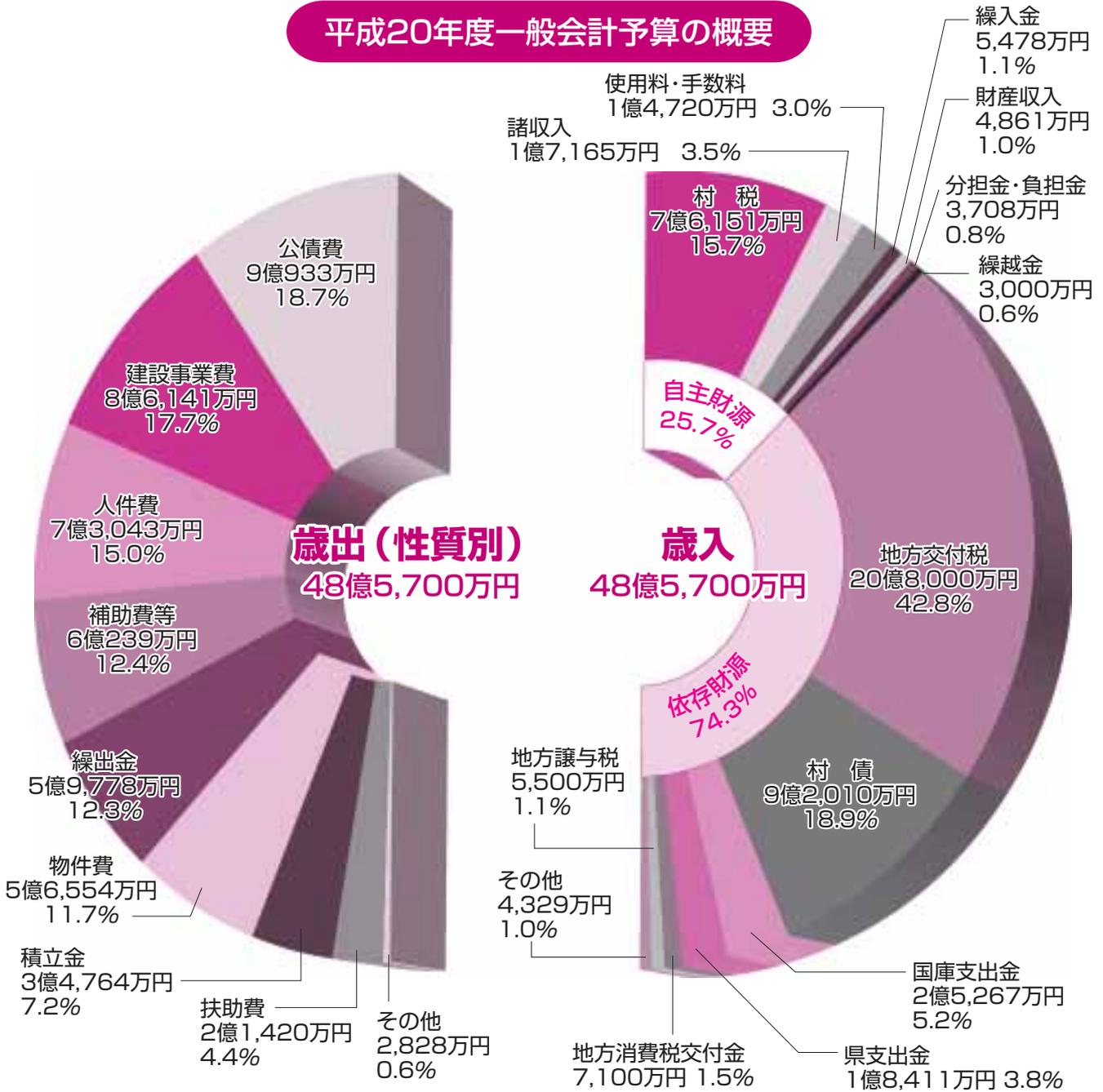
中学校改築工事の大型事業により、二億五、三〇〇万円(四一・七%)増、新設された後期高齢者医療制度負担金等により、補助費等が七、八〇〇万円(二五・〇%)の増、一方、公債費については、約五、二〇〇万円(五・四%)減となっております。

今年度の予算編成にあたり、住民の皆さんとの協働の取り組みの中、事業等計画書を作成しました。全戸にお配りしましたので、各事業の詳細については、こちらをご覧ください。

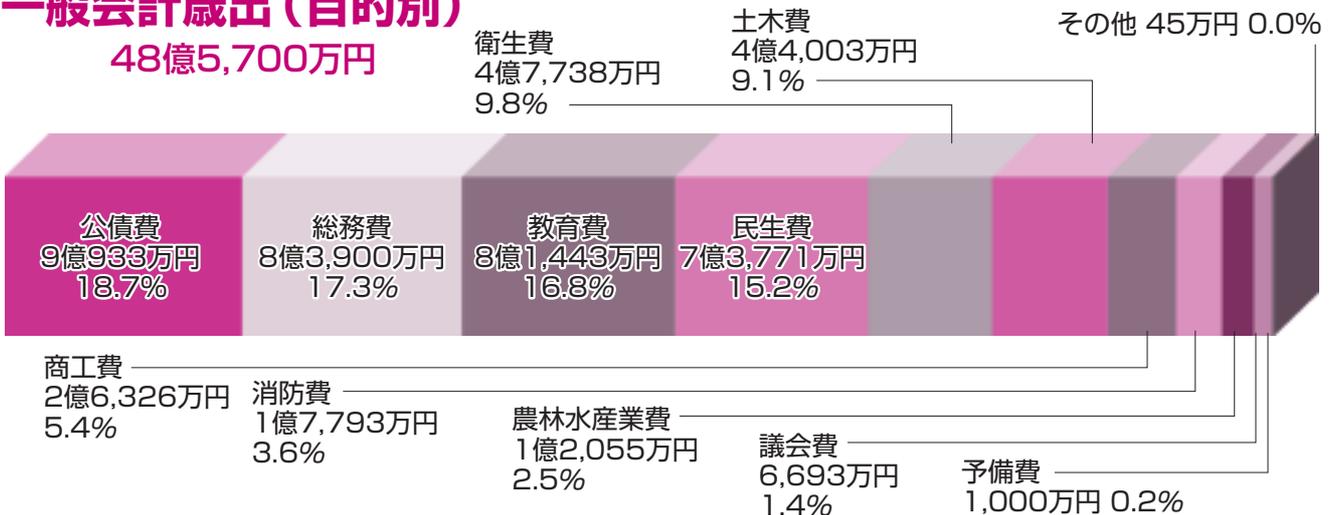
平成20年度予算の概要

会計区分	20年度予算額	19年度予算額	予算の比較	前年比(%)	
一般会計	48億5,700万円	46億1,400万円	2億4,300万円	105.3	
特別会計	国民健康保険事業	5億1,188万円	4億7,813万円	3,375万円	107.1
	国民健康保険直診	7,059万円	7,238万円	△179万円	97.5
	老人保健医療	1億1,877万円	7億1,959万円	△6億82万円	16.5
	村営水道	2億8,104万円	2億6,526万円	1,578万円	105.9
	下水道事業	2億8,499万円	3億6,950万円	△8,451万円	77.1
	農業集落排水	7,984万円	7,799万円	185万円	102.4
	介護保険	5億8,385万円	5億7,955万円	430万円	100.7
	後期高齢者医療	5,917万円	-	皆増	
	温泉事業	-	3,750万円	皆減	
	特別会計合計	19億9,013万円	25億9,990万円	△6億977万円	76.5
	総合計	68億4,713万円	72億1,390万円	△3億6,677万円	94.9

平成20年度一般会計予算の概要



一般会計歳出 (目的別) 48億5,700万円



平成二十年度

# 村づくりの重点施策と予算

## 1 暮らしを便利に豊かに

### 《子育て支援》

① 妊婦健康診査補助

(三九〇万円)

妊婦健康診断を十四回までに拡大し、母子の健康を促進する。

② 中学生までの医療費無料化

(六八〇万円)

③ 特別保育の充実

(一、一五〇万円)

未満児・一時・延長・障がい児保育の充実を図る。

④ 第3子以降の保育料無料

(二二三万円)

⑤ 学童保育事業

(五〇〇万円)

⑥ 子育て支援センター職員二名配置

(九〇〇万円)

⑦ 伍和保育所改修工事

(八〇〇万円)

### 《交通対策》

① 村内巡回バス、西部コミュニティバスの運行

(一、六四〇万円)

② 新交通システム計画の策定

(法定協議会で協議)

③ 福祉タクシー券の交付

(二八五万円)

## 2 健康と安心

### 《健康づくり・地域医療》

① 水中運動による健康づくり事業

(一、九八〇万円)

高齢者転倒予防・青壮年の生活習慣病予防のほか親子・子どもの目的別教室も実施。

② 各種健診事業等の充実

(二、一六三万円)

特定健診・特定保健指導事業等、母子保健事業、成人保健事業、予防接種等。

③ 麻しん・風しん予防接種(中学生・高校生)

(二二二万円)

④ 診療所運営事業

(七、九一六万円)

⑤ 管理栄養士の設置

(三二〇万円)

### 《高齢者対策》

① 自立生活支援センター事業

(四、一九五万円)

地域福祉の総合窓口として横断的、効果的な支援を行えるよう、また高齢者の転倒予防の運動教室も実施し介護予防の支援を行う。

② 養護老人ホーム入所措置事業

(一、五〇八万円)

③ 自立支援扶助金及び介護扶助金交付事業

(三二〇万円)

村単独でサービス利用に関わる一割の自己負担に対し、利用者の収入に応じて扶助。

④ 家族介護者休養支援事業

(二三八万円)

⑤ 敬老事業

(三八七万円)

高齢クラブ補助、敬老祝支給金、敬老大会補助(一人一、五〇〇円)

⑥ シルバー人材センター支援事業

(三二六万円)

十九年度開設のセンターの事務費を支援、二十年度中の西部地区広域化を目指す。

⑦ 後期高齢者医療制度

(七、六三六万円)

⑧ 障がい者対策

自立支援法により、平成十九年三月障がい者福祉計画を策定し、本格運用

① 在宅障がい児者支援(居宅介護等支援)

(一、七八三万円)

② 障がい者入所施設支援費事業五施設

(四、四四八万円)

③ 障がい者通所施設支援費事業

### 《福祉医療》

福祉医療給付事業

(二、五六八万円)

父子・母子医療、重度心身障がい者医療、精神障がい者等医療、老人医療、乳幼児医療。

二施設 (二、〇九二万円)

② 障がい者等共同作業訓練事業

一施設 (六五六万円)

## 3 教育文化の向上

### 《教育の充実》

① 学力の定着

第一小学校等三名・阿智中学校一名村費教員の加配

(七六〇万円)

中学校心の教室相談員

(六七万円)

教育支援主事の設置(八七万円) 学習支援主事の設置(四三万円)

② 中学校改築工事 (五億三、八九二万円)

中学校改築には総事業費二十四億円を見込んでいます。二十三年四月開校に向け三ヶ年で建設を進めます。

### 《その他》

伍和・智里東公民館耐震診断・改修工事 (一、〇五〇万円)

## 4 定住対策

- ① 若者定住住宅新增改築等支援金  
(一、二五〇万円)

村内へ定住するための住宅の新增改築、住宅用地・空き家を取得する者に対して支援を行う。満四十歳以下、住宅新築百万円、用地取得百万円を限度。

- ② 若者定住住宅建設資金融資利子補給金  
(五三万円)

村内へ定住するための住宅建設等にあたり、金融機関より融資を受けた場合の利子十分の三の補助を行う。満五十歳以下、限度額五百万円。

- ③ 集落維持活動支援金  
(五〇万円)

- ④ I・U・Jターン者への情報提供

## 5 自治会・住民の自主的活動への支援

- ① 自治会活動支援金

(一、一七〇万円)

自治会活動の経費に対し、均等割・世帯割・人口割等で七自治会へ総額八百七十万円。さらに十七年度からもうけた、モデルとなる個別の事業に対し総額二百万円の支援を行う。

- ② 村づくり委員会事業補助金  
(二〇〇万円)

住民の自主的な活動、学習、研究に補助。

- ③ 浪合振興補助金  
(二〇〇万円)

## 6 産業振興（村内経済の活性化）

- ① 誘客特別対策事業  
(三、〇〇〇万円)

㈱ 屋神温泉エリアサポートが主体となり、屋神温泉のイメージアップと、全国への情報発信による誘客拡大を目指す。

- ② 観光協会補助金  
(二、三〇〇万円)

村の観光活性化のため、各種広告宣伝・イベント等開催による誘客活動、観光資源の発掘整備、情報発信を行う。

- ③ 屋神温泉まちづくり交付金事業  
(一、九〇〇万円)

屋神まちづくり委員会が中心となり、快適な空間づくりのため、植栽・遊歩道の整備を行う。

- ④ 東山道・園原ビジターセンター「はつき木館」運営  
(八〇〇万円)

魅力ある園原の里、信濃比叡を総合的に紹介、案内できる展示・企画を行う。

- ⑤ 治部坂高原別荘地内道路改修事業  
(一、〇〇〇万円)

老朽化している別荘内の道路舗装と側溝整備を行う。

- ⑥ 東山道ウォーキング支援  
(二〇〇万円)

日本ウォーキング協会主催のイベント支援と、遊歩道の改修。

- ⑦ 温泉地再生モデル事業  
(二、五〇〇万円)

長野県の再生モデルとして環境整備を進める。

### 《農林業》

- ① 新規就農者、帰農者、振興作物栽培者補助  
(一九五万円)

新規栽培者、モデル施設、雨よけ施設、振興作物・大豆等への補助。

- ② 中山間直接支払事業  
(一、四二五万円)

- ③ 有害鳥獣対策  
(七二五万円)

鳥獣捕獲、捕獲檻の設置、被害防除緩衝帯整備、資材等防除補助金。

- ④ 農村漁村活性化プロジェクト調査  
(三七八万円)

農村基盤の調査設計。

- ⑤ 森林造成推進事業  
(一九二万円)

間伐、除伐、枝打ちなど

- ⑥ 森林病害虫防除  
(二七〇万円)

松枯損木伐倒駆除 一〇〇㎡

- ⑦ 樹木粉碎機の導入  
(二九〇万円)

## 7 生活環境の整備

- ① 合併処理浄化槽の設置三十基  
(三、五六五万円)

- ② 村道の整備  
(一億一、〇〇〇万円)

1-11号線(七久里)、2-16号線(園原)

- ③ 水道施設統合・基本計画策定  
(一、〇〇〇万円)

- ④ 融雪剤散布車一台(六一〇万円)

### 《安心・安全な村づくり》

ハザードマップ調査・作成配布  
(三八四万円)

## 8 行財政、情報

- ① 阿智地区CATV運営事業  
(六、二四〇万円)

- ② 浪合地区CATV運営事業  
(一、二〇〇万円)

- ③ コミュニティ助成事業(上中間自治会の御輿等)  
(二五〇万円)

- ④ 財政健全化のための借金繰上償還  
(一億三、四二〇万円)

# 阿智村第5次総合計画を策定しました

住民の皆様への意識調査を出発点に、様々なご意見をいただきながら検討を重ねてまいりました「阿智村第五次総合計画（以下「第五次計画」といいます）」が、このたびの議会定例会において議決され、平成二十年四月一日からスタートしました。

この「第五次計画」では、「住民一人ひとりの人生の質を高められる、持続可能な村づくり」を基本理念に、①教育・文化の向上②福祉・保険・医療の充実③産業の振興④生活環境の整備計画⑤定住人口の増加・行財政計画・協働の推進の五つを施策の柱として、基本理念の実現のため、重点施策を中心に様々な施策に取り組んでまいります。この計画を生きた計画とするためには、住民の皆様からのご意見が最も重要になります。今後、あらゆる機会を通じて、ご意見をいただけますようご協力をお願いします。

## ①阿智村がめざす将来像：基本理念

住民一人ひとりの人生の質を高められる、持続可能な村づくり

の設定

人口の維持	観光入り込み客総数	製造品出荷額	農業産出額	財政計画
20歳～40歳人口比率19%	134万人 ↓ 140万人以上	160億円 ↓ 200億円	9億円 ↓ 10億円	実質公債比率 18%以内 経常収支比率 80%以内

## 画の検証・評価

政策評価（費用対便益評価、成果評価、過程評価、構造評価）の観点から常に見直しを図ります。

村議会、住民懇談会、広報説明会での意見等を反映させます。

力強い産業  
ます。

4  
自然と共生する便利で安全・  
安心な村をめざします。

5  
持続可能な村、住民が主体の  
村をめざします。

## 6 住民の主体的な関わり：「集落計画」と「地区計画」

### ①集落計画（平成20年度～）

部落ごとに話し合いを持っていただき、部落の課題、問題点を明らかにしながら、村への要求、地域の財産（もの、文化、人など）など、集落維持のために必要な事項を計画として策定します。

### ②地区計画（平成20年度～24年度）

村の基本計画の策定にあわせて、より住みやすい地域づくりのため、7つの自治会ごとにそれぞれの地域特性を生かした計画を策定します。



○総合計画(案)に対する住民の皆様からのご意見等について  
平成二十年一月十五日から平成二十年一月二十八日の間、住民の皆様から総合計画(案)に対するご意見等を募集したところ、五十五項目と大変多くのご意見・ご質問をいただきました。

ご意見等につきましては、内容を検討の上、総合計画に反映できるものは反映し、後期基本計画(平成二十五年から二十九年)策定時等に活用させていただきます。

ご意見等とそれに対する回答の全ては、村ホームページにて全文公開しています。

(以下は一部抜粋)

意見① 自治会の五カ年計画(地区計画)との整合性は図られているのか?

回答① 本計画の策定に際し、自治会の「地区計画(五カ年計画)」も勘案していますが、全てを網羅したわけではありません。本計画との整合性が図れない内容については、具体的な事業の実施段階において調整を図ります。(総

## 阿智村第5次総合計画（平成20年度～29年度）の構成

### ○総合計画策定の趣旨と概要

- ・長期的展望に立って、村民・行政が一体となり、「住民主体の村政」を継続・発展させ、本村の進むべき方向を示すため、「阿智村第5次総合計画」を策定します。
- ・本計画は、村の目指す将来の方向を明らかにした「基本構想(1、2、3)」と、これを実現するために行政が行う具体的施策を示す「基本計画(4、5、6)」から構成します。

## 2 阿智村の将来像

### ②将来像の実現に向けた基本姿勢

- ア 「集落計画」策定による集落の維持を図ります。
- イ 自治会等との協働を推進し、住民主体の村づくりを進めます。
- ウ 基盤産業である農業を支援し、観光業をプラットフォームに商工業と連携し、産業振興を図ります。
- エ 若者定住施策等により、人口維持を図ります。
- オ 「全村博物館構想」により、住み続けることに誇りをもてる村づくりを進めます。

### ③達成目標

人口の維持  
総人口  
6,500人

## 1 阿智村の現状と課題

### ①阿智村の現状

- ア 人口の減少と少子・高齢化の進行
- イ 近い将来、維持が困難になると予想される集落の存在
- ウ 基盤産業である農家数の減少
- エ 観光業をはじめとする商工業の停滞
- オ 住民の地域活動の浸透

### ②阿智村を取り巻く環境の変化

- ア 社会経済状況の変化
  - ・グローバルゼーションによる地域経済の縮小と中山間地からの人口の流出
  - ・市町村合併の推進
  - ・高速交通網の整備
  - ・観光地間競争の激化
- イ 生活環境の変化
  - ・「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」への転換、ライフスタイルの多様化
  - ・安心・安全な生産物への需要拡大

### ③阿智村の課題

- ア 集落の維持
- イ 若者の定住促進による人口の維持
- ウ 健康づくりの推進
- エ 観光業と農林業・商工業の連携による産業の振興
- オ 更なる行財政改革の推進
- カ 住民との協働による村づくりの推進

## 3 総合計画の推進体制

### ①役割分担

多様な主体が適切な役割分担のもと、互いに協働し、施策を一体となって展開します。  
※住民一人ひとりが総合計画推進の主役です。

村 集落 自治会 村づくり委員会・NPO 関係団体など

②計  
ア  
イ

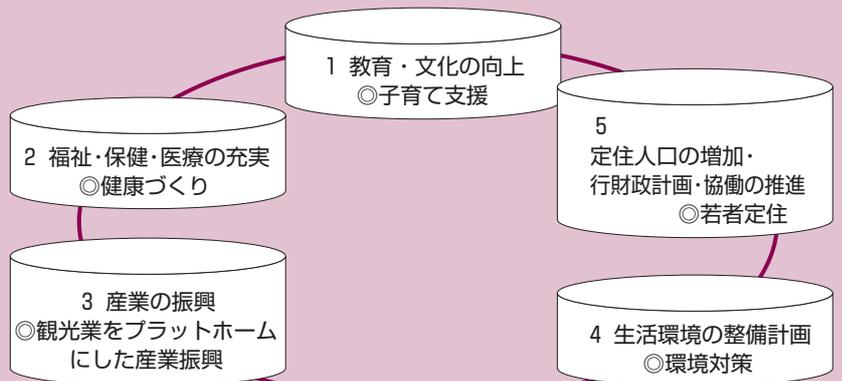
## 4 前期基本計画における施策の方向

1 個性を尊重し、心豊かな人生を送れる村をめざします。

2 誰もが健康で、心安らぐ村をめざします。

3 地域を支えるの村をめざし

## 5 前期基本計画の施策体系と重点施策



※前期基本計画により取り組む主な施策を5つの体系に整理し、総合的に推進します。

務課協働活動推進室)

意見② 重点項目「若者定住住宅新増築当支援助金制度」について、村内建築業者の保護のためにも、村内建築業者を利用した場合の割増支援などの制度見直しは確実に行っていただきたい。

回答② 「若者定住住宅新増築当支援助金制度」は平成20年度で終了する予定でしたが、事業の成果を検証し、当該制度の延長を検討します。その中で、ご指摘にもあるように、村内建築業者の利用促進を検討します。(ふるさと整備課)

意見③ 「障がい者」の表記について、あえて平仮名交じりの表記としたのか?

回答③ 「害」の字は「害悪」「公害」といった否定的なイメージが強いことと、「障害者」という表記は「障がい者である前に人間である」というピープルファーストの考え方からも適切ではないことから、法律名や団体名などの固有の名称を除いて「障がい者」と表記することとしました。(総務課協働活動推進室)

# 保健係からの

## 重要なお知らせ

### 国保制度の一部改正

皆さんが安心して医療を受けられるよう、医療保険制度の安定した運営をするために制度が改正されました。国民健康保険制度の主な改正点は平成十九年十月の広報でお知らせしたとおりです。

◆乳幼児について二割の自己負担割合でしたが、義務教育就学前（六歳に達する日以降の最初の三月三十一日）までに拡大。

◆世帯全員が六十五歳以上七十五歳未満の世帯の保険料が原則として世帯主の年金から天引きになります。ただし、年金額が十八万円未満の場合や、介護保険料とあわせた額が年金額の二分の一を超える場合は実施されません。

◆退職者医療制度の対象年齢は、六十五歳未満の方とその被扶養者となります。

### 高齢者医療の改正

今までの老人保健医療に変わり、七十五歳以上の方を対象に、高齢者の独立した長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が創設されました。

#### ●運営主体は広域連合

保険料の決定や、医療を受けたときの給付などは、県内全ての市町村が加入する「長野県後期高齢者医療広域連合」が行います。

保険料の徴収、申請や届出の受付、保険証の引渡しなどの「窓口業務」は市町村が担当します。

#### ●対象となる方

県内にお住まいの七十五歳以上の方、及び六十五歳以上で一定程度以上の障害がある旨の認定を受けた方。

#### ●対象となるとき

七十五歳になった日から、七十五歳以上の方が県内に転入してきたとき、および六十五歳以上の方で一定

程度の障害がある旨の認定を受けたとき等に資格を得ることになります。

### 後期高齢者医療制度 Q & A

Q1 保険証が届かないのですがどこに行けばいいのですか？

A1 該当される方々には、保険証を郵送してありますが、保険証を紛失したときや、転入・転出や転居といった住民票に異動があるとき等は、役場窓口で手続きをして下さい。

Q2 どうやって病院を受診するのですか？また、今までの医療とどう違うのですか？

A2 カードサイズの保険証を一人一枚交付します。今までは「保険証」と「老人保健受給者証」の両方を見せていましたが、この制度では「保険証」のみの提示で受診できます。

医療機関窓口での一部負担金の額（保険証に記載）や、受けられる医療に

今までの違いはありません。

Q3 保険料を負担するのでしょうか？

A2 被保険者の方全員に「保険料」を負担していただくようになり、原則として年金から「天引き」されます。それ以外の方は平成二十年七月

に発送予定の納付書で納めて頂きます。

尚、保険料はそれぞれの方の所得などに応じて決められます（別表参照）。所得などの状況に応じて軽減措置があります。

### 担当者からのお願い

●今回の制度改正により、該当される被保険者の方々には、保険証を郵送してあります。

●四月より進学される学生の方や、遠隔地勤務等の理由により、国保の保険証を世帯とは別に希望される方は、早めに届出いただきますようお願いいたします。

(別表)

### 保険料の概算

【1人世帯年金収入のみの場合】

年金収入額	年間保険料	年間天引額 (2ヶ月分)
153万円	10,700円	1,800円
250万円	99,100円	16,600円
400万円	185,600円	31,000円

※あくまでも概算ですので、お届けする通知で必ずご確認ください。

## 忘れないで!! 国民健康保険の届け出

国民健康保険（以下国保と記します）の届け出は、被保険者の皆さま自身に行って頂くようになっております。下記の事項に該当する項目がある方は、必要な物を持って14日以内に、役場民生課保健係まで届け出をお願い致します。（届け出の遅れは、トラブルのもとになります）

### ★国保に加入するときにはどんなとき？

こんなとき	届け出に必要な物
他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書、印鑑
他の健康保険を脱退したとき	他の健康保険を脱退した証明書、印鑑、年金手帳
他の健康保険の被扶養者からはずれたとき	
国保の被保険者の方に子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書

### ★国保を脱退するときにはどんなとき？

こんなとき	届け出に必要な物
他の市区町村へ転出したとき	保険証、印鑑
他の健康保険に加入したとき	国保と他の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）、印鑑、年金手帳
他の健康保険の被扶養者になったとき	
国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
外国籍の人が脱退するとき	保険証、外国人登録証明書

### ★他にはどんな届け出があるの？

こんなとき	届け出に必要な物
退職者医療制度の該当、非該当となったとき	年金証書、保険証、印鑑
住所・世帯主・氏名等が変わったとき	保険証、印鑑
世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証、印鑑
保険証を無くしたり、汚れて使えなくなったとき	保険証（汚れてしまったもの）、印鑑
長期出張・旅行などで別個の保険証が必要なとき	保険証、印鑑
修学のため、別に住所をさだめるとき	保険証、在学証明書
交通事故にあったとき	保険証、印鑑、事故証明書

示談をされる前に  
保健係にご相談下さい。

申請・お問い合わせ 民生課 保健係 43-2220

## 飯田市立病院の産婦人科の診療について

四月から飯田市立病院へ産婦人科医師一名が派遣されることになりました。これにより産婦人科医師の体制は、常勤医師四名と非常勤医師一名となりました。

そこで安全・安心の出産を確保しながら、できる限り多くの出産に対応するため、平成二十年四月以降の出産予約の取り扱いについて、飯田市立病院より次のとおりお願いがございましたので、ご理解、ご協力を願います。

- 一、出産予約件数は、一ヶ月あたり七〇件を目安とします。
- 二、飯田下伊那地方に住所のある方の出産は、従来どおり、原則として全て受け入れます。その予約件数が七〇件を超えない時と

れる方は、早めに予約して下さい。

- 四、市立病院で里帰り出産を希望される方は、出産予定月の五ヶ月前の一日～七日で（土日祝日除く）予約して下さい。

- 五、医療情勢等受け入れの状況や、上限七〇件を超えた場合などは受付できない事となりますので、特にご留意下さい。

六、予約はお電話でお願いします。

☎〇二六五―二二二―二二三五  
内線二一九六

受付時間午前八時～午後五時

- 七、市立病院における妊婦健診を拡大します。詳細は前期検査の際にご案内します。

- 八、救急や連携産婦人科医療機関からの紹介状をお持ちの「ハイリスク妊娠」については、できる限り市立病院でお受けします。

なお、飯田下伊那地域にお住まいであっても、飯田下伊那地域発行の母子手帳の交付を受け、当地域内で継続して妊婦健診を受けることができる方を対象とします。今後とも引き続き、医師確保に最大限の取り組みを行い、一刻も早く分娩制限を解除してまいりたいと考えております。（参考）

八月 既に七〇件を超えており、里帰り出産の予約はできません。

九月 予約四月一日～七日

十月 予約五月一日～七日

十一月 予約六月二日～九日

### ●狂犬病予防注射 5月25日(日)の日程

場 所	時 間
農協春日選果場前	午前 9:00～9:10
伍和診療所前	9:25～9:35
阿智村商工会館駐車場	9:45～9:50
智里東診療所前	10:00～10:05
屋神ガイドセンター横	10:10～10:15
智里西診療所前	10:25～10:30
横川集会所	10:40～10:45
阿智村中央公民館前	11:05～11:15
役場浪合支所駐車場	11:35～11:45



### ●持ち物

登録済みの方	郵送されたハガキ 注射料1頭につき3,220円
新規登録の方	登録料1頭につき3,000円 注射料1頭につき3,220円 (計6,220円)



平成二十年度狂犬病予防注射第二次を左記の日程で行います。場所・時間を確認のうえ、間違いのないよう会場にお出かけ下さい。今年度の集合注射は今回で最後となります。（飼育している犬の登録、狂犬病予防注射の接種は法に定められていますので必ず行いましょう）

## 狂犬病予防注射を受けましょう！

# 税源移譲時に所得が変動した方は、 申告により住民税が減額・還付になります

●平成十八年中は所得があり、十九年中の所得がなくなった方●

## 税源移譲時の年度間所得の変動に伴う経過措置

税源移譲は、住民税と所得税の合計負担額が税源移譲の前後で変わらない仕組みになっています。ところが、住民税と所得税の課税の対象となる所得の対象年が異なっていることから、平成十八年中は所得があったが、退職などの理由により平成十九年中の所得がなくなった方については、平成十九年度の住民税が増加したにもかかわらず、平成十九年分の所得税の減少のメリットが受けられないということになります。このため、該当者の方には申告していただき、税源移譲で増額した分を平成十九年度の住民税から減額します。(すでに納付済みの場合は還付します)

**対象者**  
平成十八年分は所得税が課税されていたが、平成十九年中の所得が減少したため、平成十九年分の所得税

が課税されなくなった方。  
次の方は適用になりません。

- 寄付金控除や住宅ローン控除などの増加によって所得税が課税されなくなった方
- 平成十九年中に亡くなった方や海外転出で平成二十年一月一日に国内に居住していない方

### 計算方法

平成十九年度の住民税について、税源移譲後の税率で計算した税額から、税源移譲前の税率で計算した税額を差し引いた額を減額します。

### 申告期間

平成二十年七月一日～七月三十一日

### 申告場所

対象となる方は、平成十九年一月一日現在にお住まいだった市町村(平成十九年度の住民税を納めた市町村)へ減額申告書を提出してください。

### お問い合わせ

阿智村役場出納室税務係

☎ 四三一一二二〇

## 平成20年度村税等納期の一覧

月	口座振替の日 ※口座振替の依頼をいただいている方のみ	税金等の種類								※( )内は納期限		
		村県民税 (普通徴収)	固定 資産税	軽自動車 税	国民健康 保険税		介護保険料 (65歳以上の第1号被保険者)		後期高齢者 医療保険料			
					普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収		
4月	4月25日(金)		1期(4/30)									
5月	5月26日(月)			1期(6/2)	1期(6/2)		1期(6/2)					
6月	6月25日(木)	1期(6/30)			2期(6/30)		2期(6/30)					
7月	7月25日(金)		2期(7/31)		3期(7/31)	4月,6月,	3期(7/31)	4月,6月,	3期(7/31)	4月,6月,		
8月	8月25日(月)	2期(9/1)			4期(9/1)	8月,10月,	4期(9/1)	8月,10月,	4期(9/1)	8月,10月,		
9月	9月25日(木)		3期(9/30)		5期(9/30)	12月,2月の	5期(9/30)	12月,2月の	5期(9/30)	12月,2月の		
10月	10月27日(月)	3期(10/31)			6期(10/31)	年金支給時	6期(10/31)	年金支給時	6期(10/31)	年金支給時		
11月	11月25日(火)				7期(12/1)	に天引きと	7期(12/1)	に天引きと	7期(12/1)	に天引きと		
12月	12月25日(木)		4期(12/25)		8期(1/5)	なります。	8期(1/5)	なります。	8期(1/5)	なります。		
1月	1月26日(月)	4期(2/2)			9期(2/2)		9期(2/2)		9期(2/2)			
2月	2月25日(木)				10期(3/2)		10期(3/2)		10期(3/2)			
3月	3月25日(木)											

※口座振替の日に残高不足等で振替ができなかった方については、翌月の5日(休日の場合は翌営業日)に再振替をさせていただきます。

税金・料金は納期限までに納めましょう

## 下水道への

### 接続について

下水道は、皆様の下水道使用料によって維持管理がされています。公共水域の水質保全、また下水道経営健全化のために、供用開始している区域にお住まいで、まだ下水道へ未接続の方は早急に下水道への接続をお願いします。

(村の条例では、供用開始の日から三年以内の接続となっています)

## 下水道の

### 供用開始について

平成十九年度 特定環境保全公共下水道事業管梁工事が完了し、会地処理区の一部が四月一日より供用開始され、下水道への接続が可能となりました。

●供用開始した地区は、次のとおりです。

#### ▼春日地区

七久里の一部

今回供用開始となった、地区にお住まいの皆さんは、受益者分担金の納入が必要になります。

納入金額につきましては、一戸あたり四十万円です。(事業用施設等は、上水道加入口径により次の表のとおりとなります。) 納入方法につきましては、納付書を送付させていただきますので、早めの納入にご協力をお願いします。また、申請により一年以内での分割納入が可能です。

### 受益者負担金

専用住宅		400,000円
事業用施設等 村営水道加入 口径別金額	13mm	400,000円
	20mm	500,000円
	25mm	750,000円
	30mm	1,250,000円
	40mm	2,250,000円
	50mm	3,750,000円

### 一般家庭生ごみ処理施設 設置補助制度廃止について

村では平成七年度より、生ごみ処理機及び、コンポストの購入費の一部を補助してまいりましたが、くろーんひる西部が平成十三年度供用

し、生ごみを処理する事としたこと、また近年この補助制度の申請者も少なく、多くの家庭でくろーんひる西部を利用されている事などから、村では今年の三月三十一日をもって補助制度を廃止することとしました。

(問い合わせ先)

ふるさと整備課 環境保全係

☎四三ー二二二〇

### シルバー人材センター からのお知らせ

昨年四月より業務を開始したシルバー人材センターは、村内企業、個人の皆様などからの仕事を受け、この一年間に百余名の会員が延べ二千五百日の就業を行うことができました。今年度も業務の一層の充実を図るため、新たな会員の募集と、仕事の発注をお待ちしております。

#### 【会員の募集】

今年度中に六十歳以上になる健康で労働意欲のある方。

#### 【募集する業務内容】

旅館等の清掃、庭木の手入れ、山作業、農作業の手伝い、製造業付

帯業務、公園等の管理、家事援助(障子の張り替え、草取り等)です。  
ご家族や企業等でのちよっとした仕事などございましたら、お気軽にご依頼下さい。

#### 【お問い合わせ・連絡先】

阿智村シルバー人材センター

(保健センター内)

☎四三ー二二四四

## 大豆栽培

### 助成制度について

村では遊休農地の解消に向けて大豆の栽培を推進しています。その支援として、村内の農業者が大豆を栽培して、村内の農協や加工施設、農事組合、豆腐業者のほか指定する出荷先に出荷した場合は、1kg当たり百五十円を助成の対象とします。

二十年度に大豆を栽培し出荷を希望される方は、五月三十日までに栽培計画書を役場ふるさと整備課農林係まで提出してください。

栽培計画書の用紙は、ふるさと整備課(四三ー二二二〇)又は営農支援センター(四五ー二二三〇)に用意してあります。

# 阿智村消防団 平成二十年度幹部体制

三月十日「コミュニティ館」において平成十九年度年度末総会が行われました。長年にわたり苦勞頂いた二十五名の幹部・団員が退団し、十五名の方に新たに入団頂く中で、団員二百五十八名で平成二十年度をスタートしました。

活動は火災を始め風水害や心配される東海地震に備えて、進められていきます。生命、財産は、自らで守っていく事を基本に、地域住民の責務として対象年齢で入団されてない方は、ぜひとも消防団へ入団して活動頂きたいと思えます。

また、現在、第三分団に女性消防団員が一名おりますが、更に充実した活動ができる様に、女性消防団員を引き続き募集しています。



▼平成二十年度幹部は次の通り。



団長 井原敏文



副団長 熊谷繁

- 第1分団長 村澤平
- 第2分団長 岡本浩
- 第3分団長 佐々木博
- 第4分団長 原邦彦
- 第5分団長 矢沢弘
- 第6分団長 熊谷直人
- 第7分団長 伊藤寛臣
- 増井一
- 齊藤雅之
- 橋本大作
- 井原直強
- 原直樹
- 田中晃
- 山口和
- 塩澤満
- 菱田直樹
- 原康夫
- 小林隆文
- 原和彦
- 誘導部長
- 救護部長
- ラッパ部長
- 技術部長
- 本部部長
- 旗手
- 第7副分団長
- 第6副分団長
- 第5副分団長
- 第4副分団長
- 第3副分団長
- 第2副分団長
- 第1副分団長

## 「おたっしやかい」に 出かけてみませんか？

高齢者の皆さんが、いつまでもおたっしやで暮らしていただきたい。そこで、地区ごとに交流の場をつくり、いろいろな「おたっしやメニュー」とおとして、また、参加いただく皆さんの声や地域の声をお伺いしながら、一人ひとりにあった取り組みにし、元気を支えていきたいと考えています。

大勢の皆さんの参加をお待ちしています。

### 募集対象者

おおむね六十五歳以上の方

### どんなことをやるの？

おたっしやメニュー

- ・大腰筋体操
- ・栄養のはなし
- ・食事の工夫
- (簡単メニュー調理実習)
- ・口の衛生、歯のはなし
- ・杖の使い方
- ・ストレッチ
- ・起き上がりなど生活動作の方法
- ・操体法
- ・回想法

- ・おしゃれ教室
- ・鍼灸マッサージ
- ・季節の行事など

※駒場地区は、リハビリ教室の継続で個別のリハビリ指導を重点的に行います。

### やっている場所と曜日

地区	場所	実施日(曜日)
春日	中関高齢者生きがいセンター	月・水
駒場	阿智村保健センター	金
伍和	伍和高齢者生きがいセンター	火・木
智里東	昼神 寿楽苑	金
智里西		
浪合	えんばな	月・木
横川	横川集会所	月1回

### 参加申し込み・お問い合わせ

★お住まいの地区の民生委員

★自立生活支援センター

★民生課

☎四五一一四〇  
☎四三一一二〇

# 人事異動

## 村職員等

四月一日付の新規職員と、三月末日の退職職員についてお知らせします。

内部の異動につきましては、別添役場組織図をご覧ください。

### ■新規職員（四月一日付）

総務課兼教育委員会 中里 信之  
総務課兼教育委員会 大石真紀子

浪合保育所 千邑 智子

智里東保育所 玉井美寿衣

駒場保育所 市岡百合香

営農支援センター 北沢 善克

（長野県から）

### ■退職者（三月三十一日付）

会計管理者兼出納室長

折山 茂

民生課保健センター係長

園原 康代

伍和保育所 佐々木よう子

春口保育所 久保田和子

春口保育所 塩澤喜久子

智里西保育所 宮下真由美

## 教職員

### △転入▽（ ）内は前任地

#### 【阿智第一小学校】

近藤 一彦「教頭」（明善小学校）

鎌倉 健（松尾小学校）

窪田 訓子（飯島小学校）

熊谷 由美（丸山小学校）

猪切 信子（龍江小学校）

#### 【阿智第一小学校】

吉田 千秋「校長」（八坂小学校）

千野 貴正（坂城小学校）

伊藤 正子（松尾小学校）

楯 百合子（鼎小学校）

#### 【阿智第三小学校】

川上 達磨（南条小学校）

#### 【浪合小学校】

清水 秀朗（明善小学校）

河西 弘哲（三穂小学校）

松島 広美（喬木第二小学校）

智里東保育所 島崎真路実

智里東保育所 宮内 愛

伍和保育所 寺澤ひさ子

ふるさと整備課 上久保和芳

（長野県へ）

総務課 熊谷 朋宏

（清内路村へ）

金山 未和（鼎小学校）

#### 【阿智中学校】

古田 数馬「校長」

（阿南第一中学校）

柳澤 誠（南宮中学校）

渡邊 康博（飯田西中学校）

平林 公平（三穂小学校）

有賀 武（岡谷北部中学校）

竹村 梨絵（焼津市東益津小学校）

熊谷千世子（伊賀良小学校）

#### 【浪合中学校】

飯沼 哲夫「教頭」（中山小学校）

北村 美奈（上田東小学校）

林 伸圭（緑ヶ丘中学校）

#### △転出▽（ ）内は新任校

#### 【阿智第一小学校】

酒井 重明「教頭」（長地小学校）

佐々木俊昭（三岳小学校「教頭」）

佐々木富子（鼎小学校）

佐藤 勅子（阿南第二中学校）

河合 重子（退職）

#### 【阿智第二小学校】

源関 昭「校長」（埴生小学校）

林 初美（高森南小学校）

竹村 雄次（高森北小学校）

（田畑孝宏）

（信大内留から上村中学校）

#### 【阿智第三小学校】

岡田 絵美（中野小学校）

亀割 靖教（退職）

#### 【浪合小学校】

伊藤 俊光（山本小学校）

大須賀和久（新野小学校）

原 孝子（下條中学校）

川合 茜（鼎小学校）

#### 【阿智中学校】

中山 晴隆「校長」

（白馬北小学校）

松沢 弘尚（緑ヶ丘中学校）

松尾 美鈴（東部中学校）

久保田みどり（信州大学付属学校）

研修

原 優樹（退職）

井坪 進（退職）

下林 照男（退職）

木下 浩子（松川高校）

#### 【浪合中学校】

児玉 尚也「教頭」

（野沢南高校定時制）

奥井 一良（福島中学校）

小澤 香織（退職）



## 総合型スポーツクラブ

「チャレンジゆうAchi」では、平成二十年度の会員を募集しています。

チャレンジゆうAchiは

用意しました。

「いつでも」「だれでも」「いつでも」をモットーに気軽に自分に合ったスポーツや文化活動を、小さな子供から高齢者まで

クラブ年会費は個人二千元、家族（何人でも）五千元となります。

楽しむ事ができます。五年目を迎えた今年は、新たにラグビー！

申し込み手続きは三月に各戸に配布しましたクラブパンフレットの申込書に記入の上、ふくまるくんカードを持参して、中央

ニュースポーツ・ラフティン グ・出前教室などを加え、バラエティーに富んだ二十九講座を

公民館内チャレンジゆうAchi事務局までお越しください（土日の申し込み手続きについては図書室職員にお尋ねください）。

なお、十九年度会員も更新手続きが必要となります。



チャレンジゆうAchi 社交ダンス教室

ちっちゃな一歩が大きな元気と健康を生み出す村民みんなのクラブです。ご家族お友達誘い合ってチャレンジゆうAchiの活動にご参加ください。

お問い合わせ

チャレンジゆうAchi事務局

☎四三二二〇六一

## チャレンジゆうAchi 年間スケジュール表

※網掛け・塗りつぶしは実施予定期間

	H20/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H21/1月	2月	3月	定 員
【イベント・体験会】													
何でも出前	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	特に無し
ウォーキング体験会		■											特に無し
百名山を楽しもう		■		■			■						12~20名
ラフティングアドベンチャー						■							特に無し
【 教 室 】													
ラグビー													
水泳教室													12~20名
ソフトテニス													10~30名
さわやかピクス													5~15名
陸 上													8~20名
ヨガ教室													12~30名
社交ダンス													10~20名
基礎トレーニング教室													10~30名
中国語													5~10名
英会話													5~15名
華道教室													5~10名
【スポーツセミナー】													
バドミントン													4~20名
ウィンターバスケット													10~25名
チャレンジスキー													10~30名 初級 中級
楽しいピンポン													4~20名
ニュースポーツフェスティバル	■												特に無し
【文化セミナー】													
四季の料理体験会	■												12~16名
ガーデニング													10~20名
いきいき野菜づくり													5~20名
庭の剪定													10~20名
書道に親しもう													5~15名
茶 会													5~15名
陶 芸													10~15名
ソバ打ち													6~10名

恵那山・富士見台高原  
山開き開催について

- 日時 平成二十年四月二十九日(祝) 十一時三十分～(小雨決行)
- 場所 富士見台高原神坂小屋付 近及び萬岳荘前
- 受付 午前九時三十分～ 富士見台高原神坂小屋手前にて
- 参加料 無料
- 内容 神事、餅投げ、アルプホルン、コーラス、豚汁サービス



アルプホルンの演奏

○参加方法

ヘブンスそのはらロープウェイ利用の場合

午前九時～十時

ヘブンス山麓駅集合

ロープウェイ、リフト代千八百

円(参加者特別協賛料金)

神坂神社からハイキングで参加の場合

午前八時

神坂神社に集合してください

東山道・園原ビジターセンター  
プレ・オープン

東山道・園原ビジターセンター「はつき木館」が、四月二十日にプレ・オープンします。

プレ・オープンにあわせて、桜の絵で有名な日本画家・中島千波画伯が描く、駒つなぎの桜を展示する、記念企画展「中島千波が描く『駒つなぎの桜』」を行います。ちょうど駒つなぎの桜の開花と重なりますので、ぜひ桜と共に、中島画伯の傑作を御鑑賞下さい。(六月一日まで、開催)

なお、本オープンは、六月七日の

予定です。今年は、源氏物語成立千年ということもあり、本オープンの記念企画展は、『源氏物語と園原』と題して、土佐派の絵画などを通じて、源氏物語と園原の関わりを紹介致しますのでご期待下さい。

園原ビジターセンターでは、古跡・旧跡を残す園原の里全体を、一つの屋根の無い博物館(エコミュージアム)として捉え、全村博物館構想のモデル地区と考えて運営していきます。地域の方々の学習・研究・創作・展示活動ができるように取り組んでまいります。

【住所】 智里三五五九(園原)

【電話】 四四二〇二一

【休館日】 火曜日

【開館時間】

午前九時～午後四時半

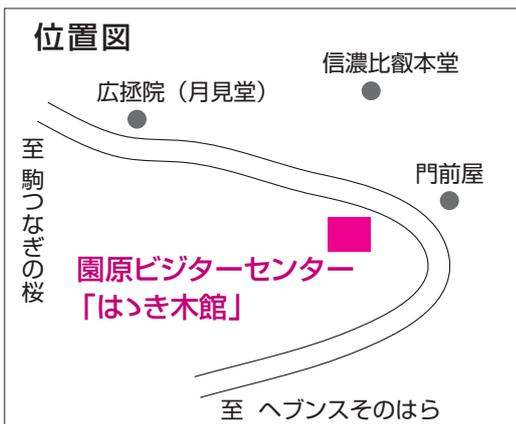
【園原案内コーナー】 入館自由

【企画展観覧料】

大人二〇〇円 小人一〇〇円

【飲み物・企画展セット】

大人六〇〇円 小人五〇〇円



園原ビジターセンター「はつき木館」

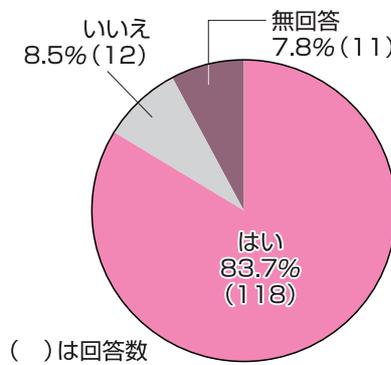
# アンケート調査実施

難視聴対策、アナログからデジタルへの変換という国策としての「電波行政」への対応、村内のブロードバンド環境の格差を是正、テレビ放送の多チャンネル化への対応と様々な高度情報化に対応するため、『阿智村情報化事業』が平成十八年四月竣工（『混合ケーブルテレビ』は平成十六年五月開局）し、開局と共に映像系サービスとして、自主放送（1チャンネル）を村からの情報提供として放送しています。

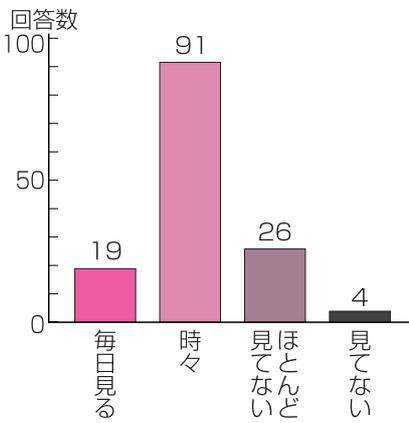
昨年九月、阿智村ケーブルテレビに加入している契約者三百人を無作為抽出し、アンケート調査を実施したところ、回答者数百四十一人、回収率四十四%となり基本調査以外にも多くの意見、ご要望が寄せられました。ご協力ありがとうございました。



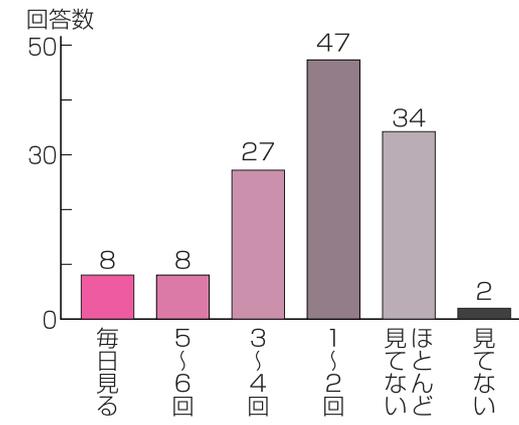
Q 阿智村ケーブルテレビに加入したことで村内の情報は入手しやすくなりましたか？



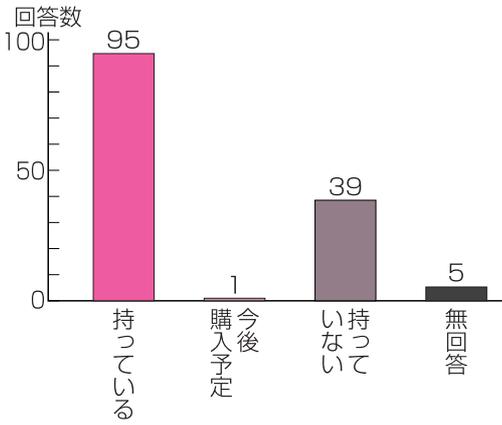
Q 阿智村ケーブルテレビの文字放送を週にどのくらい見えていますか？



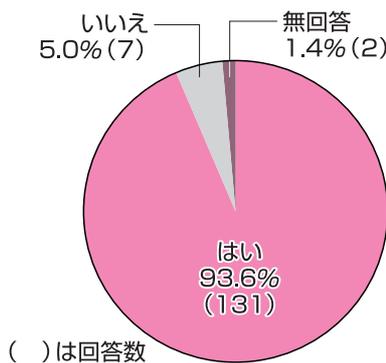
Q 阿智村ケーブルテレビのビデオ放送「村の放送」を週にどのくらい見えていますか？



Q あなたの家庭ではパソコンをお持ちですか？



Q 二〇一一年（平成二十三年）七月二十四日には、現在の放送（アナログ）が終了し、地上デジタル放送だけになります。現在お使いのテレビ・ビデオデッキ（アナログ）だけでは、地上デジタル放送を視聴できないことをご存じですか？



\*自主放送番組としてビデオ放送を午前八時から、午後〇時三十分から、午後四時から午後八時から放送し、ビデオ放送以外の時間帯は文字放送で村の情報を放送していますのでご覧ください。  
\*ビデオ放送にて放送したもののについて「ビデオダビングサービス（有料）」を実施していますのでご利用ください。

## 農業委員会からのお知らせ

### 農地を転用するとは

農地を住宅、工場、駐車場、山林などの用地に転換することや、資材置き場として利用するなど農地を耕作の目的以外に利用することを言います。

### 許可なく転用したら

農地法の許可を受けないで無断転用した場合や、転用許可にかかる事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになり、**工事の中止や、原状回復等の命令**がなされる場合があります。(農地法第八十三条の二) また、**三年以下の懲役や、一〇〇万円以下の罰金**という罰則の適用もあります。(農地法第九十二条)

### 転用については 事前に必ず相談ください

農地を転用する場合は、農地法以外にも他の法律により制限がありますので、申請をする前に各地区農業委員又は、農業委員会事務局までご相談ください。

なお、転用予定地が農振法の農用地区域内(青地)にある場合は、農振除外の手続きにより農用地から外さなければなりません。審議会は年二回程度開催されますが、その前月末が締め切りとなっています。審議会の開催については不定期です。

申請の前に、農業委員会事務局において農用地区域の確認及び、審議会の開催について確認をしてください。二〇〇㎡未満の農業用施設として転用する場合や、農道や用排水路等に転用する場合は、許可は不要ですが届出は必要です。

### 農地の貸借について

農地を農地として貸し借り(使用

貸借権・賃貸借権等権利の移転・設定)する場合にも、許可・届出が必要で、忘れずに手続きをしてください。(農地法第二条他)

### 遊休農地をなくそう

年に一度は耕起し、耕作放棄地にならないようにしましょう。草刈りは、農地所有者の最低限のエチケットです。

また、「農地を管理できないので貸したい」という方や、「貸したい農地はあるけど離作料や補償の問題が……」という方は農業基盤強化法による利用権の設定をお勧めします。この制度の特徴は、

- ① 手続きが簡単。(農地法によらない)
- ② 貸しても耕作権がつかない。
- ③ 期限がくれば離作料を払うことなく必ず返ってきます(自動更新はありません)。
- ④ やむを得ない事情が生じた場合、中途解約も出来ます。
- ⑤ 村外に住んでいる方にも貸付できます。

農業委員会では農地の紹介、あつせんを行っています。

利用権に関する詳細については、農業委員会事務局(ふるさと整備課内)までお問い合わせください。

### 下限(別段)面積について

農地を取得する際には、下限面積(五〇アール)を確保する必要があります。

しかしながら、当村では地区毎に、下限面積とは別に必要な耕作面積を次のように定めています。旧会地村と旧智里村は三〇アール、旧浪合村は二〇アールです。(取得する農地も含めて)



申請書受付締切は、

毎月十五日です。

## 阿智村情報化事業サービス(阿智地区)について

阿智村情報化事業サービス(阿智地区)につきまして、新たに加入を希望される方の加入金及び工事費についてお知らせします。

加入金 五二,七〇〇円

光インターネット接続サービス

工事費 五六,二二一円

※特殊な工程及び宅内に改修が必要な場合の費用は別途請求いたします。

※村が当初定めたサービスエリア以外の場所に接続を希望される場合は、別途「引き込み工事負担金」が必要になります。

・毎月二十日締めにて、翌月の第一週を目安に工事を行っています。  
・契約内容の変更や名義変更、支払い者変更などのお問い合わせは役場総務課(電話 四二二二二〇〇)までお問い合わせください。

## 65歳以上の方へ ~生活機能評価について~

介護保険法では、要介護状態になることを予防し、誰もが可能な限り地域において自立した日常生活を営むことが出来るよう介護予防事業を実施することが定められています。

その中で、平成20年度から65歳以上の方(介護保険の第一号被保険者)全員について生活機能評価を行い、生活機能が低下しているおそれのある方を早期に見つけ予防するための事業を行います。

生活機能評価問診を行い該当した方は、医療機関で診察や心電図検査などの検査を受けて、運動機能向上等の事業に参加が望ましいかどうかを医師に判断してもらいます。その上で、事業利用が望ましいと判断され、本人が希望した場合は、生活の質を高め元気に暮らすことが出来るようにするために、運動機能の向上を図るなどの介護予防を積極的に行うこととなります。

生活機能評価問診は65歳以上の方全員を対象としますが、村ではおたっしや会や地域のふれあいサロン等の様々な機会をとらえて実施します。個人的にも行えますので、役場介護保険担当、自立生活支援センターにご相談下さい。

### 生活機能評価 の流れ…

#### 生活機能評価問診票での問診

おたっしや会やサロン訪問等で実施

該当する項目にチェックがついたら  
生活機能の低下があり

#### 医療機関で生活機能検査

診察、血液検査、心電図検査など

**医師が介護予防事業の利用が望ましいか、  
医学的理由により介護予防事業の利用が不適當か判断**

利用が望ましい

本人が希望すれば…

運動機能の向上・栄養改善・口腔機能の改善・その他の介護予防プログラムへ参加し  
要介護状態になることを予防する努力をします。

お問い合わせ：民生課・介護保険担当 43-2220  
自立生活支援センター 45-1140

# 村の健診を受けましょう

## ～メタボリックシンドロームに着目した健診～

今年度から40～74歳を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・保健指導が始まります。この健診は、各医療保険の保険者が実施するもので、検診結果に応じて生活習慣の改善のための支援が行われます。みんなで生活習慣改善に取り組みないと医療費が高くなることに加え、国からの補助金が減額され保険料に跳ね返ることになります。ぜひ健康診査を受けましょう。ご不明な点は保健センター（45-1230）へお問い合わせ下さい。

特に①、②の方は積極的に受けましょう

<p><b>① 20～39歳の方</b>  <small>(昭和44年4月～平成元年3月生まれ)</small></p> <p>村の健診を受けましょう</p> <p>4月11日で受付終了</p>	<p><b>② 40～74歳で国保の方</b>  <small>(昭和9年4月～44年3月生まれ)</small></p> <p>特定健診を受けましょう              受診券が届きます</p> <p>5月中旬からの申込み</p>	<p><b>③ 75歳以上の方</b>  <small>(昭和9年3月以前に生まれた方)</small></p> <p>希望者は村の健診を受けて下さい</p> <p>4月11日で受付終了</p>	<p><b>④ 40～74歳で国保以外の方</b></p> <p>加入されている医療保険者から案内が届きます</p>
---	--	---	--



### 基本健診 … メタボリックシンドロームに着目した健診です

- 8月1日（金） 伍和公民館
- 8月4日（月） 保健センター
- 8月5日（火） 保健センター
- 8月6日（水） 東公民館（午前） / 保健センター（午後）
- 8月7日（木） 浪合支所
- 8月8日（金） 西公民館（午前） / 伍和公民館（午後）
- 8月11日（月） 保健センター

- ◇健診項目〈共通項目〉 肥満予防（腹囲、身長、体重測定）  
 高血圧予防（血圧測定）、糖尿病予防（血糖値他）  
 高脂血症予防（中性脂肪、HDLコレステロール）
- 〈追加項目〉 20～74歳の方：血液検査（尿酸、クレアチニン、貧血）  
 40～74歳の方：眼底検査  
 ※心電図は医師が必要と認めた方のみ後日実施になります。
- ◇健診費用 39歳以下 : 自己負担 1,000円（村補助 4,250円）  
 40～74歳で国保の方 : 自己負担 1,000円  
 75歳以上 : 自己負担なし

- 希望者は、血液検査による前立腺がん検査、C型肝炎検査をあわせて受けられます。  
 前立腺がん検査（50歳～） 自己負担 600円（村補助 1,290円）  
 ※尿の出が悪い等の自覚症状のある方は、医療機関で受診して下さい。  
 C型肝炎検査（20歳～） 自己負担 600円（村補助 1,290円）  
 ※今までに受けたことのない方が対象です。

### 胃検診・大腸がん検診 (30歳～)

昭和54年3月までに生まれた方  
 7月7日(月) 伍和公民館  
 7月8日(火) 東公民館  
 7月9日(水) 浪合支所  
 7月10日(木) 保健センター  
 7月11日(金) 保健センター  
 7月14日(月) 西公民館  
 胃検診: 自己負担 1,500円 (村補助2,490円)  
 ※バリウムを飲んで胃の状態をみます  
 大腸がん検診:  
 自己負担 500円 (村補助970円)  
 ※便をとって検査します

### 子宮がん検診 (20歳～)

平成元年3月までに生まれた方  
 6月23日(月) 伍和公民館  
 6月24日(火) 保健センター  
 7月15日(火) 浪合支所  
 7月16日(水) 保健センター  
 ※検診車による子宮頸がんの検査です。  
 自己負担 1,000円 (村補助2,150円)

### 結核検診 (65歳以上)

昭和19年3月31日までに生まれた方  
 6月10日(火)～13日(金)  
 6月16日(月)～17日(火)  
 ☆村内各カ所を巡回  
 65歳以上の方は、年に一度は結核検診を受けるよう、法律で定められています。  
 ※病院等で6ヶ月以内に胸部レントゲン検査を受けた方は、今回受診の必要はありません。

### 乳がん検診

◇マンモグラフィー検査 (40～69歳)  
 昭和23年4月～44年3月生まれの方  
 9月10日(水) 保健センター  
 9月11日(木) 保健センター  
 レントゲンによる乳がんの検査です。  
 自己負担 2,000円 (村補助4,300円)  
 ◇視触診検査 (30歳～)  
 昭和8年4月～54年3月生まれの方  
 9月上旬予定  
 ※視触診による乳がんの検査です。  
 自己負担 800円 (村補助1,825円)

### 生活習慣改善にかかわる (運動) 相談は、「湯ったり～な昼神」の健康ラウンジへ

☆健康運動指導士が右表の時間帯に運動に関するアドバイスをを行います。

- ☆橋上先生寄贈のエアロバイクが設置されています。
- ・背もたれのあるタイプは、膝腰への負担が少なく、高齢者に適しています。
  - ・自分の体力(心肺機能)が測定できます。
  - ・短時間でも効率的に筋肉が温まるので、運動後も脂肪が燃えやすい体になっています。

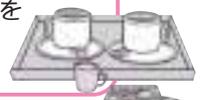
たとえば……こんな利用のしかたがあります。

- ・6人で予約
- ・巡回バス、9:28分 湯ったり～な 着
- ・健康ラウンジで、血圧測定
- ・先生の指導で、ストレッチ体操、頭の体操など(希望者は、エアロバイクで運動)
- ・温泉の入り方のポイントを聞き、ゆっくり温泉へ
- ・巡回バス、11:50分 湯ったり～な 発



月	水	木	金
	10:00(常)～12:00	10:00(常)～12:00	
13:00(常)～15:00		13:00(常)～15:00	
		18:30(予)～19:30	
(常)は常時、(予)は予約時のみ			20:20(予)～21:20

- ・2人で予約
- ・健康ラウンジで血圧測定
- ・エアロバイクで、筋肉を温める
- ・プールでの動き方のポイントを先生に教わりプールで歩く
- ・温泉に入った後、昼食を



※エアロバイクの使用、健康運動指導士のアドバイス等は無料ですが、入館料は必要となります。  
 ※エアロバイクは、安全に御利用いただくため、原則スタッフがいないときに使用可能とします。

予約お問い合わせは 阿智村保健センター TEL 45-1230

# 阿智高たより

vol.17

桜の季節となりました。

阿智村のみなさんいかがお過ごしですか？

4月4日、平成20年度1学期始業式ならびに第60回入学式が行なわれ、114名の新入生が阿智高校の門をくぐりました。

7日には生徒会主催による新入生歓迎会が開かれ、2・3年生の先輩たちが新入生を温かく迎えました。

## 「平成20年度 新任式・始業式」

(H20.4.4)

本年度新たに10名の先生方をお迎えし、新学期がスタートしました。



新任の先生方の紹介「よろしくお願いします」



伊藤満学校長が新たに着任しました。

## 「平成20年度(第60回)入学式」

(H20.4.4)

節目となる第60回入学式。厳粛な雰囲気の中、114名の入学が許可されました。



晴れやかな表情で入学式会場に向かいます。

新入生代表による力強い宣誓。



3クラス、男子63名女子51名の入学生です。

「新入生歓迎会」(H20.4.7) 生徒会行事・クラブ活動などの紹介、生徒会メインイベントである文化祭の説明、吹奏楽部・ダンス同好会・軽音楽同好会のステージ発表がありました。

先輩に先導され少し照れながら入場しました。



吹奏楽部による演奏『イン・ザ・ムード』



大きな横断幕が在校生の歓迎の気持ちを表しています。

## これからの行事 (1学期)

本年度もよろしくお願いします。

4月	5月	6月	7月
22日(火) スポーツテスト	8日(木)	5日(木)	5日(土)～6日(日) 文化祭 第51回棟祭
24日(木) 生徒総会	9日(金)	7日(土)～8日(日) 県高校総体	19日(土) 3学年就職説明会
25日(金) PTA第1回評議員会	17日(土)～18日(日) 南信高校総体	12日(木) 生徒総会	18日(金)～24日(木) 保護者懇談会
	20日(火)～22日(木) 中間テスト	13日(金) PTA第2回評議員会	25日(金) 終業式
	24日(土) PTA総会	19日(木)～23日(月) 地区PTA	
	28日(水)～29日(木) 春季クラスマッチ	25日(水)～27日(金) 期末テスト	

# Photo report [フォト・リポート]

## 阿智中学校 新制服



4月4日の阿智中学校入学式に、新しい制服に身を包んだ一年生が入学しました。この新制服は統合される新しい中学校の制服でもあります。

## チャレンジサイエンス教室



3月25日、コミュニティ館ホールで、チャレンジサイエンス教室が行われ、村内の小学生が参加しました。参加した小学生達は「万華鏡」や「わかかりペン落としゲーム」を行い、科学の不思議を体験しました。

## 三遠南信自動車道一部及び中央道飯田山本インターチェンジの開通



4月13日(日)の午後3時から、三遠南信自動車道の飯田山本インターチェンジから天龍峡インターチェンジまでの7.2km区間と中央道飯田山本インターチェンジが開通しました。

三遠南信自動車道は、無料で通行できる自動車専用道路で、歩行者や125cc以下のバイク、自転車は通行できませんのでご注意ください。

# 年金から天引き

年 金太郎



## あぜみち

今年の冬は厳しい寒さで、春になっても寒い日が続いていますが、桜の花はきれいに咲きはじめました。

新入児もランドセルを重そうに背負って、元気に登校している姿に接し、春が訪れたことを実感しています。

「飯田街道ひなまつり」も今年は一層充実した催しになって、駒場の街に多くの人々が訪れました。イベントにも地域のみなさんが総出で取り組まれ賑わっていました。

美しく咲く桜を観るたびに、それを植えられた方のことを思います。地域を愛する先人が思いをこめて植えられ、育てていただいたものです。私達が住むこの地域を良くするも悪くするも、今ここに住む人の心が左右するを感じています。

それにつけても、国政の混乱には困ったものです。年金問題、道路特定財源等々、私達の暮らしに直結する問題が政争の具に使われて結論がない状況です。ガソリンは値下げされましたが、村の進める道路建設等の国からの交付金が減らされる現況です。このことは去年のうちに分かっていたことですが、政治が国民の暮らしを優先して進められるよう願うものです。後期高齢者医療制度が四月一日より始まりました。政治と暮らしは直結していることをあらためて感じます。

(一)